# 令和7年第2回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和7年5月20日

2. 招集の場所 坂城町議会議場

3. 開 5月20日 午前10時00分 会

4. 応招議員 13名

> 1番議員 沢 幸 映 君 9番議員 玉 川 清 史 君 滝 2 IJ 中 嶋 登 君 1 0 IJ Щ 城 峻 君 3 IJ 塚 田 舞 君 1 1 袮 津 明 子 君 IJ 5 出 康 成 君 1 2 大日向 進 批 君 水 宮 入 健 君 朝 君 6 誠 1 3 倉 玉 勝 IJ IJ 彦 君

7 村 中 忠 婧 君 1 4 大森 茂 IJ

8 星 哲 夫 君

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 12名

7. 欠席議員 1番議員 滝 沢 幸 映 君

8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長 山村 弘 君 副 町 長 井 君 臼 洋 教 育 長 塚 田 常 昭 君 総 務 課 長 竹 内 祐 君 企画政策課長 長 崎 子 君 麻 会 計 管 理 君 者 竹 内 優 子 住民環境課長 Щ 下 昌 律 君 福祉健康課長 鳴 海 子 君 聡 商工農林課長 北 村 朗 君 建 設 課 長 高 橋 君 卓 也 教育文化課長 細 田 美 香 君 収納対策推進幹 明 北 沢 君 まち創生推進室長 小河原 秀 昭 君 DX推進室長 瀬 下 幸 君 総務課長補佐 宮 下 佑 耶 君 総 務 係 長 総務課長補佐 宮 嶋 和 博 君 係 長 財 政 企画政策課長補佐 宮 原 卓 君 企画調整係長 徳 保健センター所長 Ш 島 夫 君 子ども支援室長 橋 本 直 紀 君

9. 職務のため出席した者

議会事務局長 大 橋 勉 君 議 会 書 井 上 敬 子 君 記

#### 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 報告第 1号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 5 議長の改選について
- 第 6 副議長の改選について
- 第 7 議席の一部変更について
- 第 8 常任委員の選任について
- 第 9 議会運営委員の選任について
- 第10 特別委員の選任について
- 第11 一部事務組合議会議員等の改選について
- 11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

副議長(中嶋君) おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回坂城町議会臨時会を開会いたします。 なお、会議に入る前に、1番 滝沢幸映議員から欠席の届出がなされております。

よって、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長を務めます。スムーズな議事 進行にご協力をお願いいたします。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。 直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は、理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

**副議長(中嶋君)** 会議規則第127条の規定により、6番 宮入健誠議員、7番 中村忠靖議員を会議録署名議員に指名いたします。

\_\_\_\_

◎日程第2「会期の決定について」

副議長(中嶋君) お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

### (異議なしの声あり)

**副議長(中嶋君)** 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

\_\_\_\_\_

◎日程第3「町長招集あいさつ」

副議長(中嶋君) 町長から招集の挨拶がございます。

**町長(山村君)** 本日ここに、令和7年第2回坂城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき、開会できますことを心から感謝申し上げます。

過日の議会全員協議会におきまして、4月1日付人事異動に伴います議会出席者の紹介を申 し上げました。

本日は、議会出席の全職員がここにそろっておりますのでよろしくお願いいたします。

さて、米国の第2次トランプ政権が発表した関税措置は、世界の金融・経済を揺るがし、米 国に輸出をする日本国内の企業はもとより、賦課対象となった地域に展開する日本企業の事業 運営にも大きな影響を与えております。

また、日本企業がサプライチェーンを構築してきた東南アジア諸国に対しても高率の相互関税が課されており、米国内で東南アジア諸国から部品などを調達している企業にも深刻な影響を及ぼしているところであります。

当町は、建機や成形機の製造をはじめ、精密加工技術を活かした部品製造の活発な「ものづくりのまち」であり、米国と関連のある町内企業もあることから、関税措置による影響が心配されるところであります。

4月に実施いたしました町内の主な製造業20社による経営状況調査では、調査時点において既に影響が出ていると回答した企業はなかったものの、先行きについては半数ほどの企業が不透明で、売上げや収益の悪化を危惧されている状況でありました。

特に、米国市場への依存度が高い企業では、関税によるコスト増加は大きな負担となり、取引先からの価格調整や米国市場での価格競争力の低下など、受注減少のリスクの高まりとともに、売上げ減少や利益率の低下が懸念されているところであります。

今後、米国との貿易交渉の行方や為替相場の変動の状況によっては、町内企業へのさらなる 影響が危惧されるところであり、町といたしましても、今後の動向を注視してまいりたいと思 います。

新年度がスタートして間もなく2か月が経過いたしますが、令和7年度の各事業の状況につきましては、6月の議会定例会において述べさせていただきます。

本議会にご審議をお願いします案件は、議会の人事案件のほか、税条例の一部改正、令和 6年度一般会計及び特別会計補正予算などの専決処分事項の報告7件でございます。よろしく ご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

\_\_\_\_\_

**副議長(中嶋君)** 日程第4「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」を議題とし、 承認の運びまでいたしたいと思います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

副議長(中嶋君) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) それでは、専決第1号から第7号までご説明申し上げます。

まず、専決第1号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令等が改正され、令和7年3月31日に それぞれ公布されたことに伴い、本条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容といたしまして、個人町民税につきましては、給与所得控除について65万円に引き上げるもの、19歳以上23歳未満の子等の合計所得が95万円を超えた場合に、親等が段階的に一定額の控除が受けられる特定親族特別控除を創設するもの、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以下に引き上げるものであります。

また、住宅ローン控除について、子育て世帯等における借入限度額に一定の上乗せ措置を講 ずる制度を1年延長するものであります。

次に、固定資産税につきましては、新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅に係る軽減措置を 2年延長するものであります。

また、軽自動車税につきましては、二輪車の車両区分について、新基準原付バイクの軽自動 車税種別割の税率を、年額2千円と定めるものであります。

最後に、町たばこ税につきましては、加熱式たばこの課税方式の見直しを行い、紙その他これに類するもので巻いた加熱式たばこ0.35グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算し、それ以外の加熱式たばこ0.2グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算するものであります。

専決第2号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により地方税法及び関連法令等が改正され、令和7年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例に関して所要の改正をしたものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の基礎課税限度額を66万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税限度額を26万円に引き上げるものであります。

また、低所得者の負担軽減に係る軽減判定所得について、対象となる世帯の算定に用いる被

保険者等の数に乗ずべき金額を、5割軽減は30万5千円に、2割軽減は56万円に引き上げるものであります。

専決第3号「令和6年度坂城町一般会計補正予算(第9号)について」ご説明申し上げます。 本件は、地方譲与税、配当割交付金などの各種交付金、特別交付税の確定、また町民税の最終見込み等により専決処分をいたしたもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,597万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を77億4,703万1千円といたしたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、町税1億2,593万2千円、地方譲与税939万8千円、配当割交付金1,182万2千円、株式等譲渡所得割交付金1,544万1千円、法人事業税交付金1,280万8千円、地方交付税3,869万7千円を増額し、国庫支出金5,105万4千円、県支出金1,599万6千円、町債2,810万円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、保健福祉等複合施設整備基金への積立金3億4千万円、森林づくり基金への積立金93万3千円をそれぞれ増額し、児童手当1,097万8千円、予防接種事業1,288万4千円、橋梁修繕事業6,081万8千円をそれぞれ減額したほか、各事業実績等により精算、調整をいたしたものであります。

専決第4号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,656万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億2,447万6千円といたしたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税502万6千円、県支出金1億747万8千円をそれぞれ減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、保険給付費1億1,010万8千円、保健事業費745万2千円をそれぞれ減額したものであります。

次に、専決第5号「令和6年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第5号)について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,485万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億5,962万1千円といたしたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金1,161万4千円、支払基金交付金 1,625万4千円、繰入金2,383万3千円をそれぞれ減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、保険給付費4,634万2千円、地域支援事業費364万1千円をそれぞれ減額したものであります。

続きまして、専決第6号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)に

ついて」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万2千円を減額し、歳入歳出予算の 総額を2億8、533万円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料12万4千円、繰入金34万5千円を、歳出の主な内容につきましては、総務費33万7千円、後期高齢者医療広域連合納付金13万円をそれぞれ減額するものであります。

最後に、専決第7号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和7年1月9日、坂城町役場北側駐車場付近において、職員が公用車で駐車場から町道に進入しようとしたところ、町道を直進してきた相手方車両の側面に接触し、相手方車両を損傷した事故につきまして、相手方への損害賠償を支払うことで、示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものでございます。

以上、専決処分について、ご報告いたします。

副議長(中嶋君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案等調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時20分~再開 午前10時30分)

副議長(中嶋君) 再開いたします。

◎日程第4「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第1号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)承認」

専決第2号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)承認」

専決第3号「令和6年度坂城町一般会計補正予算(第9号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)承認」

\_\_\_\_\_

専決第4号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)ついて」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)承認」

専決第5号「令和6年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第5号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)承認」

\_\_\_\_\_

専決第6号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について」

専決第7号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)承認」

副議長(中嶋君) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時39分~再開 午前10時41分)

副議長(中嶋君) 再開いたします。

休憩中に議長、滝沢幸映議員から議長の辞職願が提出されました。

職員に辞職願を朗読させます。

## 議会事務局長(大橋君) 朗読します。

「辞職願。私儀、一身上の都合により坂城町議会議長を辞職いたします。令和7年5月 20日。坂城町議会議長、滝沢幸映。坂城町議会副議長、中嶋 登殿。」

**副議長(中嶋君)** ただいま朗読のとおりでありますが、議長の辞職には地方自治法第108条 の規定による議会の許可が必要であります。

お諮りいたします。

滝沢幸映議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

副議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、滝沢幸映議員の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

ここで退任されました前議長滝沢幸映議員よりご挨拶をいただくところでございますが、本 日、欠席でございます。

退任の挨拶文を預かっておりますので、職員に朗読をさせます。

### 議会事務局長(大橋君) 朗読いたします。

議長退任挨拶。

議長退任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

令和5年5月23日の臨時会にて議員各位のご推挙をいただき、この歴史ある町議会議長に 就任いたしました。この間、議員各位はもとより、町理事者をはじめ職員の皆様には、言い尽 くせないほどご支援、ご協力を賜りました。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

議長在任中、様々な事案に取り組んでまいりましたが、皆様のご期待に応えられないことも 多々あり、慎んでおわび申し上げます。議会全体としては、タブレット導入、議会基本条例制 定に向け活発な議論を重ねて、より具体的になってまいりました。残り2年の任期中に実現で きるよう、私も皆様とともに全力で取り組んでまいります。今後とも坂城町の発展と住民の皆 様の福祉の増進に努力する所存でございますので、変わらぬご交誼を賜りますようお願い申し 上げまして、退任のご挨拶といたします。

令和7年5月20日 滝沢幸映(代読)

\_\_\_\_\_

### ◎日程第5「議長の改選について」

## 副議長(中嶋君) お諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

## 副議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。 お諮りいたします。

指名の方法については副議長が指名することにしたいと思います。 ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

### 副議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に私、中嶋 登を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長に指名されました私、中嶋 登を当選人と定めることにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

### 副議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました私、中嶋登が議長に当選をいたしました。

会議規則第33条第2項の規定による当選人の告知をいたします。

ただいま議長に当選いたしました私、中嶋登から議長就任の挨拶をいたします。

### 2番(中嶋君) 議長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび議員各位の推挙により議長を務めることになりました。まずもってその職責の重さ を痛感しておるところでございます。

もとより経験不足は承知をしておりますが、公平かつ活発な議会の実現に全力を尽くす所存 であります。つきましては、議員各位のご指導、ご協力を切にお願い申し上げます。

また、理事者をはじめ職員の方々にも、格段のご協力をお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。よろしくお願いをいたします。

◎日程第6「副議長の改選について」

議長(中嶋君) 私、中嶋 登が議長に就任したことにより、副議長が欠けております。よって、 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選に したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名をすることにしたいと思います。 ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名をすることに決定いたしました。

副議長に大日向進也議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました大日向進也議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました大日向進也議員が副議長に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定による当選人の告知をいたします。

ただいま副議長に当選をいたしました大日向進也議員から副議長就任の挨拶をお願いいたします。

12番(大日向君) このたび議員の皆様のご推挙をいただき、副議長に就任いたしました。

2期目の若輩とのお声もあるかとは思いますが、中嶋議長の補佐に尽力をいたす所存でございます。

議員の皆様のお力添えをいただきながら、よりよい議会運営を行いたいと考えております。 また、理事者、職員の皆様方におかれましても、今まで同様にご支援、ご協力をお願い申し 上げまして、副議長就任のご挨拶といたします。 ◎日程第7「議席の一部変更について」

議長(中嶋君) 今回、議長・副議長の選挙等に伴い、議席の一部を変更いたします。議席は会議規則第4条第3項の規定により議長が定めます。

職員に変更する議席番号と氏名を朗読させます。

議会事務局長(大橋君) 朗読いたします。

1番 中嶋 登議員、2番 大日向進也議員、3番 塚田 舞議員、4番 水出康成議員、 5番 宮入健誠議員、6番 中村忠靖議員、7番 星 哲夫議員、8番 玉川清史議員、9番 山城峻一議員、10番 袮津明子議員、11番 朝倉国勝議員、12番 滝沢幸映議員、 13番 大森茂彦議員。14番 欠員でございます。以上であります。

議長(中嶋君) ただいま朗読したとおり議席を定めました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時53分~再開 午前10時57分)

議長(中嶋君) 再開いたします。

◎日程第8「常任委員の選任について」

議長(中嶋君) 常任委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長に おいて指名をしたいと思います。

職員に朗読させます。

議会事務局長(大橋君) 朗読いたします。

総務産業常任委員会委員、玉川清史議員、星 哲夫議員、中嶋 登議員、滝沢幸映議員、朝 倉国勝議員、水出康成議員、塚田 舞議員。

議長(中嶋君) お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。 なお、委員会条例第7条第2項の規定による常任委員長及び同副委員長の互選の結果につい て、報告を申し上げます。

総務産業常任委員長 玉川清史議員、同副委員長 星 哲夫議員、社会文教常任委員長 山 城峻一議員、同副委員長 宮入健誠議員。以上であります。

\_\_\_\_\_

◎日程第9「議会運営委員の選任について」

議長(中嶋君) 議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議 長において指名したいと思います。

職員に朗読させます。

議会事務局長(大橋君) 朗読いたします。

議会運営委員会委員 中村忠靖議員、玉川清史議員、大森茂彦議員、山城峻一議員、水出康成議員。以上であります。

議長(中嶋君) お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による議会運営委員長及び同副委員長の互選の結果に ついて、報告を申し上げます。

議会運営委員長 中村忠靖議員、同副委員長玉川清史議員。以上であります。

◎日程第10「特別委員の選任について」

議長(中嶋君) 特別委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長に おいて指名したいと思います。

職員に朗読させます。

議会事務局長(大橋君) 朗読いたします。

地域交通網対策特別委員会委員 朝倉国勝議員、宮入健誠議員、山城峻一議員、玉川清史議員、星 哲夫議員、中村忠靖議員、水出康成議員。

広報発行対策特別委員会委員 大日向進也議員、塚田 舞議員、星 哲夫議員、中村忠靖議員、宮入健誠議員。

議会改革等特別委員会委員 塚田 舞議員、祢津明子議員、中嶋 登議員、大日向進也議員、大森茂彦議員、朝倉国勝議員、山城峻一議員。

坂城駅周辺活性化特別委員会委員 星 哲夫議員、塚田 舞議員、大日向進也議員、大森茂 彦議員、滝沢幸映議員、玉川清史議員、水出康成議員。以上であります。

議長(中嶋君) お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、それぞれの特別委員に選任することに決定をいたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による各特別委員長及び同副委員長の互選の結果について、報告を申し上げます。

地域交通網対策特別委員長 朝倉国勝議員、同副委員長 宮入健誠議員。

広報発行対策特別委員長 大日向進也議員、同副委員長 塚田 舞議員。

議会改革等特別委員長 塚田 舞議員、同副委員長 袮津明子議員。

坂城駅周辺活性化特別委員長 星 哲夫議員、同副委員長 塚田 舞議員。以上であります。

◎日程第11「一部事務組合議会議員等の改選について」

議長(中嶋君) お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

職員に朗読させます。

議会事務局長(大橋君) 朗読いたします。

長野広域連合議会議員 中嶋 登議員、大森茂彦議員。

上田地域広域連合議会議員 大日向進也議員、中村忠靖議員。

葛尾組合議会議員 中嶋 登議員、袮津明子議員、玉川清史議員、中村忠靖議員。

千曲衛生施設組合議会議員 袮津明子議員、水出康成議員。

六ケ郷用水組合議会議員 朝倉国勝議員、山城峻一議員、星 哲夫議員、宮入健誠議員。

千曲坂城消防組合議会議員 朝倉国勝議員、宮入健誠議員、塚田 舞議員。以上であります。

議長(中嶋君) お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり議長指名による当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

### 議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、一部事務組合議会議員等に当選されました。 会議規則第33条第2項の規定により当選人の告知をいたします。

\_\_\_\_\_

### 議長(中嶋君) 以上で本日の議事日程は終了をいたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長(山村君**) 令和7年第2回坂城町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきまして、ご提案をいたしました全ての案件につきましてご承認、ご同意をい ただきました。ありがとうございました。

また、本日は、中嶋 登議長、大日向進也副議長をはじめ、各常任委員会等、坂城町議会の新しい体制が整いました。議員の皆様におかれましては、それぞれの役割においてご活躍されますことをご期待申し上げるところであります。

また、滝沢前議長、中嶋前副議長におかれましては、2年間にわたるご労苦に対しまして、 心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、5月24日から6月8日まで、さかき千曲川バラ公園を会場に「第20回ばら祭り」 が開催されます。

また、期間中の6月1日には、坂城駅前の多目的広場を会場に、町内外のワイナリーと飲食店が多数出店する「坂城駅前葡萄酒祭2025」が開催されます。

当日は、両会場を結ぶ無料シャトルバスが運行され、それぞれの会場では、様々なイベント も計画されております。

薔薇人の会とオーナー登録されている企業の皆さんが、丹精込めて育てた美しく咲き誇るバラととも、坂城産ワインをはじめとする県内産ワインとの相乗効果により、にぎわいの創出はもとより、町の魅力の発信や関係人口の増加にもつながるものと大いに期待するところであります。

議員各位をはじめ、大勢の皆様にご来場いただければと思っております。

また、5月31日には町内3小学校の運動会が開催されます。子どもたちの頑張る姿をご覧いただくとともに、ご声援をいただければと思います。

6月議会定例会に向け、議会が新しい体制でスタートいたします。

議員各位のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長(中嶋君) これにて令和7年第2回坂城町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(閉会 午前11時11分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長(旧) 滝 沢 幸 映

坂城町議会副議長(旧) 中 嶋 登 坂城町議会議長(新)

坂城町議会議員 宮入健誠

坂城町議会議員 中村忠靖